

令和5年分 確定申告のお知らせ

◎自宅からのe-Tax申告のお願い

令和5年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信が可能です。

なお、令和6年2月以降は、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力可能となる予定であり、ますます便利になっています(勤務先から税務署にe-Tax等で提出された源泉徴収票が対象となります)。

◎確定申告会場の運営について

と き 2月16日(金)～3月15日(金)

※土日・祝日は開設していませんが、
2月25日(日)に限り開設します。

ところ 津島市文化会館

確定申告会場は、大変混雑しますので、ご自宅等からのe-Tax申告をご利用ください(確定申告期限間際は特に混雑しますので、ご来場をお考えの方は、早期のご来場をお願いします)。

なお、確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきますので、事前にマイナポータルアプリをインストールするとともに、マイナンバーカード(※)をお持ちいただくと申告書の作成がスムーズに行えます。

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要になりますので、ご準備をお願いします。

- ・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)
- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

また、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の2つの方法で配付しています(入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください)。

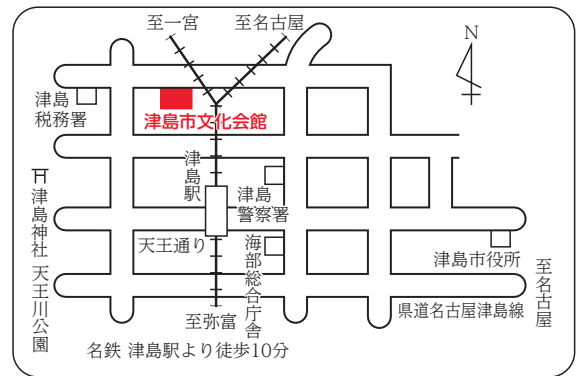
おって、ご来場の際は、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類をご用意ください。

問合せ先

・津島税務署 ☎0567(26)2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

郵送先 〒496-8720 津島市良王町2丁目31番地の1 津島税務署



国税庁ホームページ

■役場での申告相談について

役場でも臨時に申告相談会場を開設します。

- と き** 2月16日(金)～3月15日(金)※土日・祝日を除く
午前8時45分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)
※受付時間は午前8時30分～(入場整理票配布)

ところ 役場 3階 大会議室

●申告相談の流れ

- ①午前8時30分から 役場3階 大会議室 申告会場前にて「入場整理票」を配布します。
※時間前の「入場整理票」の配布および会場内への入室はできませんので、ご了承ください。
- ②入場整理票に記載のある時間帯に申告会場へお越しください。
- ③入場整理票に記載のある番号順にお呼びします。
- ④お持ちいただいた必要書類の確認をして、申告相談を行います。
※必要書類がない等の不備がある場合は、申告相談ができない場合があります。

●申告相談をするときのお願い

- ・例年多くの方が来場するため、申告会場内は大変混み合う可能性があります。入場整理票に記載された時間帯以外は、申告会場内でお待ちいただくことは原則できませんので、ご了承ください。
- ・医療費控除の申告をする方は、医療費控除の明細書の作成を行って持参してください。(医療保険者が発行する「医療費通知」がある場合は「医療費通知」も合わせて持参)
※未完成や持参していない場合は、完成後や持参してから、相談開始となります。

●次の方の申告相談は役場では受付できませんので、税務署申告会場(津島市文化会館 申告会場)へお出掛けください。

- ・個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成で作成の相談をする方
- ・分離譲渡所得のある方
【例】土地、家屋、株等を売却した方
- ・令和5年1月1日から12月31日までに住宅を取得し、初めて住宅借入金等特別税額控除などの申告をする方、住宅耐震改修特別税額控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をする方
- ・過年分の申告をする方

なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をする方は、3月15日(金)までに町県民税の申告書を役場税務課へ提出してください。町県民税の申告相談につきましても、役場3階大会議室の申告会場にて行います。昨年、町県民税の申告をした方には2月上旬頃に令和6年度(令和5年分)町県民税申告書を郵送する予定です。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176